

別表1 女性の就農環境改善事業 事業内容、実施基準及び事業対象一覧

申請書及び実績報告書に添付する書類は以下のとおりとする。なお、事業に応募することにより、必要に応じて現地確認を実施することについて了承しているとみなす。  
補助金は市税その他の貴重な財源で賄われるという観点から、新潟市税の滞納がないことを確認する書類として、新潟市税の納税証明書を申請時に添付すること。  
また、暴力団でないことを確認するため、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第9号）を申請時に添付すること。

事業名・補助対象事業		補助事業者	事業 期間	補助額	補助上限額	申請先	提出書類
支援内容	補助対象経費						
<p><b>(1) 設備導入支援</b></p> <p>女性が働きやすい環境を確保するための以下の設備を導入（プレハブの購入またはリース）する際の費用の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ</li> <li>・シャワー室</li> <li>・更衣室</li> <li>・休憩スペース</li> <li>・アシストスーツ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備導入に必要と認められる経費（工事費を含む）</li> <li>※補助対象事業費は10万円以上とする。</li> <li>※経営体の規模に応じて適切な規模の設備とすること</li> <li>・トイレは、「快適トイレ」を基本とし、「快適トイレ」として活用するために備える付属品」までを対象とする。</li> <li>・アシストスーツは、農林水産省による「スマート農業技術カタログ」またはIPCSA ホームページ内「製品・サービス」に掲載されているもの又はそれと同等と認められるものとする。</li> </ul>	<p>【購入】</p> <p>市内の農業経営主で認定新規就農者又は認定農業者</p> <p>【リース】</p> <p>市内の農業経営主で認定新規就農者又は認定農業者</p> <p>※リースの場合は借受者により判断する</p> <p>設備導入先について、以下のすべてを満たすこと</p> <p>(1) 市内に住所を有すること</p> <p>(2) 女性農業者または構成員に女性農業者がいること、もしくは農業に従事する女性を雇用していること（パート、バイト、雇用予定を含む）</p> <p>※導入する設備は、圃場や作業場等の作業を行う現場の近接地に設置すること</p>	1年	補助対象経費の1/2以内	50万円/設備 ※1事業実施主体につき2設備まで	各区農政担当課 ※東区・中央区の在住者の申請先は江南区産業振興課	<p>【交付申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書（別記様式第1号）</li> <li>・事業計画書（添付資料1-1）</li> <li>・3者見積りの写し</li> <li>・導入する設備の概要や能力がわかる資料やカタログ</li> <li>・設備設置場所の現況写真</li> </ul> <p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業実績報告書（別記様式第6号）</li> <li>・事業実績書（添付資料1-1）</li> <li>・領収書等の支払いが確認できる書類の写し</li> <li>・設備設置後の写真</li> </ul> <p>【実施状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況報告書（別記様式第8号）</li> </ul>
<p><b>(2) 取組支援</b></p> <p>女性農業者を対象とした研修会やイベントの開催、その他女性活躍のための取組に対する費用の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費</li> <li>・旅費</li> <li>・謝金</li> <li>・委託費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・使用料及び賃借料</li> <li>・その他の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記(1)の要件を満たす市内の農業経営主で認定新規就農者又は認定農業者</li> <li>・上記(1)の要件を満たす認定新規就農者又は認定農業者が属する団体。ただし、行政機関に事務局が置かれている団体は対象外とする。</li> <li>・新潟市内の農業協同組合</li> </ul> <p>広く女性農業者または農業に興味のある女性を対象とした、女性農業者の活躍のための取組とし、以下の取組は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者を特定の団体等に限定するもの。</li> <li>・補助事業者の採用活動にかかわるもの。</li> <li>・収益を目的としたもの。ただし、実費を参加者負担とすることは可能。</li> </ul>	1年	補助対象経費の1/2以内	25万円/事業 ※1事業実施主体につき年1回まで	各区農政担当課 ※東区・中央区の在住者の申請先は江南区産業振興課	<p>【交付申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書（別記様式第1号）</li> <li>・事業計画書（添付資料1-2）</li> </ul> <p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業実績報告書（別記様式第6号）</li> <li>・事業実績書（添付資料1-2）</li> <li>・領収書等の支払いが確認できる書類の写し</li> <li>・イベント等開催時の写真</li> </ul> <p>【実施状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況報告書（別記様式第8号）</li> </ul>